

報道関係者 各位

令和3年6月1日

【照会先】

長崎労働局 労働基準部監督課

課長 中里 晋

地方労働基準監察監督官 俵 勝利

(直通電話) 095-801-0030

令和2年度11月「過重労働解消キャンペーン」の 重点監督の実施結果を公表

長崎労働局では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します。

平成31年4月1日から、長時間労働の抑制を図るため、時間外労働の上限(※)を設けるなどの労働基準法の改正を始めとする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)が順次施行されています。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる76事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。厚生労働省では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【重点監督結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場 : 76 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの : 22 事業場 (28.9%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの : 10 事業場 (45.5%)
うち、月100時間を超えるもの : 6 事業場 (27.3%)
うち、月150時間を超えるもの : 1 事業場 (4.5%)
- ② 賃金不払残業があったもの : 12 事業場 (15.8%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの : 12 事業場 (15.8%)
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの : 32 事業場 (42.1%)
- ② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの : 13 事業場 (17.1%)

(※) 施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和2年4月1日から施行されています。

令和2年度「過重労働解消キャンペーン」の監督実施結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 監督指導実施状況

令和2年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、76事業場に対し監督指導を実施し、56事業場（全体の73.7%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが22事業場、賃金不払残業があったものが12事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが12事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施事業場数 (注1)	労働基準関係法令違反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計	76 (100.0%)	56 (73.7%)	22 (28.9%)	12 (15.8%)	12 (15.8%)	
主な業種	製造業	14 (18.4%)	12 (85.7%)	8	2	1
	建設業	6 (7.9%)	5 (83.3%)	2	0	1
	運輸交通業	1 (1.3%)	1 (100%)	0	0	1
	商業	22 (28.9%)	16 (72.7%)	5	1	6
	接客娯楽業	3 (3.9%)	3 (100%)	2	0	1
	その他の事業 (注6)	12 (15.8%)	8 (66.7%)	2	7	1

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反（時間外労働の上限規制）等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
76	27 (35.5%)	35 (46.1%)	6 (7.9%)	4 (5.3%)	3 (3.9%)	1 (1.3%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
76	12 (15.8%)	10 (13.2%)	4 (5.3%)	3 (3.9%)	10 (13.2%)	37 (48.7%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、32事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
32	5	0	18	14	1	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
 監督指導を実施した事業場のうち、13事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下「労働時間適正把握ガイドライン」という。）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の職務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
13	8	0	6	0	0	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった22事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、10事業場で1か月80時間を、うち6事業場で1か月100時間を、うち1事業場で1か月150時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績（労働時間違反事業場に限る）

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
76	22	12	10	6	1	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、4事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、32事業場でタイムカードを基礎に確認し、6事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、26事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）				自己申告制 （注2）（注3）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを 基礎（注2）	PCの使用時間の記録を 基礎（注2）	
4	32	6	2	26

（注1）労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注3）労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

監督指導事例

事例1（旅館業）

調査において把握した事実

- 1 労働者8名に対し、36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月151.5時間）が認められた。
- 2 1年以内に5日間以上の年次有給休暇を取得させていなかった。
- 3 心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックを実施していなかった。

労働基準監督署の対応

- 1 36協定で定める上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- 2 時間外・休日労働時間数を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- 3 年5日以上有給休暇を取得させていなかったことについて是正勧告（労働基準法第39条第7項違反）
- 4 1年以内ごとに1回のストレスチェックを実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の10違反）

長時間労働の要因

GoToキャンペーンによる利用客の増加等

事例 2（製造業）

調査において把握した事実

- 1 労働者 6 名に対し、36 協定を締結していないにもかかわらず、違法な時間外・休日労働（最長：月 130.5 時間）が認められた。
- 2 時間外労働、休日労働及び深夜労働について、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていなかった。
- 3 年次有給休暇について管理簿を作成していなかった。

労働基準監督署の対応

- 1 36 協定を締結していないにもかかわらず、時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第 32 条違反）
- 2 36 協定を締結していないにもかかわらず、休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第 35 条違反）
- 3 時間外・休日労働時間数を月 80 時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- 4 時間外労働及び深夜労働に対しては 25%以上、休日労働に対しては 35%以上の割増率で支払うよう是正勧告（労働基準法第 37 条違反）
- 5 年次有給休暇の管理簿を作成していないことについて是正勧告（労働基準法施行規則第 24 条の 7 違反）

長時間労働の要因

納期のひっ迫する中での予定外のやり直し作業

【参考】 前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

		令和2年 11月	令和元年 11月
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場	76	83
	うち、労働基準法などの法令違反あり	56 (73.7%)	66 (79.5%)
主な違反内容	1 違法な時間外労働があったもの	22 (28.9%)	30 (36.1%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が		
	1か月当たり80時間を超えるもの	10 (45.5%)	3 (10.0%)
	1か月当たり100時間を超えるもの	6 (27.3%)	1 (3.3%)
	1か月当たり150時間を超えるもの	1 (4.5%)	0 (0.0%)
	1か月当たり200時間を超えるもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	2 賃金不払残業があったもの	12 (15.8%)	3 (3.6%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	12 (15.8%)	16 (19.3%)
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分のため改善を指導したもの	32 (42.1%)	33 (39.8%)
	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの	14 (43.8%)	7 (21.2%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	13 (17.1%)	21 (25.3%)